

# 国際紛争の解決は平和的手段で



浜松市憲法を守る会 護憲平和アッピール（第4回）

☆高市首相の台湾有事発言（11月7日国会答弁）を発端に、日中関係が険悪な状態になっています。

☆「浜松市憲法を守る会」は現憲法の平和理念に基づき、その解決は武力ではなく平和的手段でなすべきと訴えます。その理由は次の通りです。

☆1972年、田中角栄首相、周恩来首相出席の下、両国の国交正常化を謳つた歴史的な「日中共同声明」が合意され今も有効です。（出典：外務省公式HP）

★この共同声明の中に、①日本は台湾が中国の領土であるという中国の表明を尊重し、②日中間の問題はすべて平和的手段によって解決し武力又は武力による威嚇に訴えない事を確認すると明記されています。（→裏面）

☆しかし2015年、日本政府は新安保法（内閣府公式HP）を成立させ、共同声明の②「すべて平和的手段によって解決」に反する姿勢に変わりました。

☆中国も政治とは関係ない日本人芸能の中国での催しを突然中止するという様な大人げない反応をしています。（11月30日 NHKTV）

☆浜松市憲法を守る会は、現在の日中問題に限らず国際紛争の解決は武力ではなく、すべて平和的手段で解決する事を求めます。

---

◆1964年から60年続いた護憲平和行進は、今年8月の702回をひと区切りとし9月から毎月第2日曜13時浜松駅前スタンディングで平和のアッピールを始めました。



護憲平和スタンディング第4回 2025年12月14日

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中央区紺屋町301-15

浜松市憲法を守る会ホームページ <http://gokenhamamatsu.g.dgdg.jp/> → **護憲浜松** で検索

1972年日中共同声明（外務省公式ホームページより抜粋）

「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」

- 「三 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」
- 「五 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」
- 「六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」